

茨城工業高等専門学校学術総合情報センター文献複写規則

制 定 平成26年5月28日

第1条 図書館が受託する文献複写は、この規則の定めるところによる。

第2条 文献複写は、教育研究の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の手続きにより複写を依頼するものとする。

第4条 前条の手続きをした者は、文献複写料金を前納しなければならない。ただし、外部の図書館からの図書館間相互貸借による依頼については後納とすることができる。

2 一旦納付した料金は、いかなる理由があっても還付しない。

第5条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

附 則

1. この規則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 茨城工業高等専門学校図書館文献複写規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

別表

文 献 複 写 料 金	単 位	料 金	
		学外者の場合	学内者の場合
	1 枚	3 5 円	2 0 円